

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

## 112 住宅取得資金の贈与の特例における耐火建築物の範囲

### 【照会要旨】

「軽量鉄骨造」の住宅は、住宅取得資金の贈与の特例において耐火建築物に該当するか。

### 【回答要旨】

住宅取得資金の贈与の特例における耐火建築物とは、措規第23条の6第3項の規定により、建物登記簿に記載された当該家屋の不動産登記法施行令第7条に定める構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に限定されており、「軽量鉄骨造」はこれに該当しない。

### 【関係法令通達】

措法 70の3①

措令 40の5③三

措規 23の6③

不動産登記法施行令 7

不動産登記準則 140①一